

下野市ねたきり老人等紙おむつ購入券給付事業について

常に紙おむつまたは尿取りパットを使用している下記対象者の方に、
1 ヶ月 3,000 円分の紙おむつ購入券を支給します。

●対象者

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方。

- ① 満65歳以上で、常にねたきりの状態、または認知症のため介護保険の要介護区分2・3・4・5の認定を受け常時紙おむつを使用している在宅の方、及び医療機関に入院している方。

◆要介護2・3の方は、重度の認知症もしくは障がい等によりねたきりの方が対象となります

- ② 身体障害者手帳1・2級または療育手帳の交付を受け、常時紙おむつを使用している方。

※入院中の場合は、医療機関によって紙おむつの持ち込みができない場合がありますので、各自ご確認のうえ、必要に応じてご利用ください。

※施設に入所している方は対象外となります。

●紙おむつ購入券申請から交付の流れ



利用者が申請書に記入



利用者が高齢福祉課に申請書を提出



高齢福祉課で審査、該当者に紙おむつ券を交付
(基本的に、申請月の翌月分から給付します)
(上半期：4～9月分、下半期：10～3月分をまとめて発行します)



利用者が交付された紙おむつ購入券を取扱販売店に持参し、
紙おむつ及び尿とりパットと引き換える